

八王子市告示 第 463 号

八王子市市税賦課徴収条例（昭和 2 5 年八王子市条例第 1 9 号。以下「条例」という。）第 7 条第 1 項の規定により、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限（以下「納期限等」という。）を次のとおり延長するので、条例第 7 条第 2 項の規定に基づき、告示する。

令和 8 年 8 月 1 9 日

八王子市長 初宿 和夫

市税の納税者又は特別徴収義務者（以下「納税者等」という。）のうち住所又は居所の所在地（納税者等が法人等である場合は、本店又は主たる事務所若しくは事業所の所在地）が、次の表に掲げる地域にある者に係る納期限等で、当該市税の納期限等が令和 8 年 7 月 28 日以降に到来するものについては、その納期限等を別に告示で定める期日まで延長する。

指定地域
熊本県八代市、宇土市、宇城市及び八代郡氷川町

(問合せ先)
財務部税制課